



米中貿易摩擦の通商リスク

影響は鉄鋼、アルミ、自動車、ハイテク製品にとどまらない

2018.7

「右の頬を殴られたら左の頬を差し出せ」新約聖書に登場する有名な一節だが、中国の習近平国家主席は、「殴られたら殴り返すのが我々の文化だ」と語ったという。米国との貿易摩擦に対する不退転の決意を示したものだ。

米国の対中貿易赤字に端を発した両国間の制裁措置の応酬がここに来て加速している。今後も収束が見られない場合、日本企業にも影響が及ぶ。鉄鋼、アルミ、自動車、ハイテク製品に加え、航空機、鉄道、船舶、産業機械、農業機械、電子機器、医療機器、化学、畜産、農産、水産など実に幅広い産業が影響を受ける。これまでの経緯とともに解説する。

米国に輸出する大型洗濯機と太陽光パネルにセーフガード発動

2018年2月、米国のトランプ政権は家庭用大型洗濯機に対するセーフガード措置を発動した。セーフガードはWTO(世界貿易機関)協定に基づく措置だ。輸入の急増が国内産業に重大な損害を与えていることが認められた場合に発動できる。現在、米国が輸入する家庭用大型洗濯機及びその部品に発動1年目は最大50%の追加関税がかけられている¹。

さらに同月、米国は太陽光発電セル・モジュールに対してもセーフガード措置を発動した。米国が輸入する太陽光発電セル・モジュールに発動1年目は30%の追加関税がかけられている²。

¹ 120万台までの輸入は、発動1年目は20%、2年目は18%、3年目は16%の関税がかかる。120万台を上回る輸入には、発動1年目は50%、発動2年目は45%、3年目は40%の関税がかかる。部品については、発動1年目は50%、発動2年目は45%、発動3年目は40%の関税がかかる。部品については、1年目は5万トン、2年目は7万トン、3年目は9万トンまでが追加関税の対象外。

² 発動2年目は25%、発動3年目は20%、発動4年目は15%の関税がかかる。太陽光発電セルについては、輸入量2.5ギガワットまでが追加関税の対象外。

セーフガードを発動すると、一定の条件を満たす途上国を除いた世界中の全ての国からの輸入品に関税がかかる。輸出国を特定して関税をかけるアンチダンピングや相殺関税とは異なる。JETRO(日本貿易振興機構)によると、中国企業が中国外で製造して米国に輸出する太陽光発電パネルに関税をかけるためにセーフガードが使われたという。ただ、たとえメインのターゲットが中国であったとしても、日本を含む全世界からの輸出品に関税がかかるのがセーフガードの特徴だ。

米中両国は相次いで対抗措置を発動している

セーフガード発動から約一か月後の2018年3月23日、米国は鉄鋼製品に対して25%、アルミ製品に対して10%の追加関税をかけた。米国の国内法である通商拡大法232条に基づくものだ。通商拡大法は1962年に成立。米商務省による調査の結果、調査対象製品の輸入が「米国の安全保障に対する脅威である」と判断された場合に、大統領の権限で「是正措置」を発動できる。同法に基づく輸入制限措置の発動は1982年以来36年ぶりだ。

これに対して中国は当初、冷静だった。鉄鋼に関していえば米国の輸入のうち中国が占める割合は3%程度であり、さほどの影響はないと考えたためだろう。だが、この直後の米国の発表によって中国の態度が変わった。米国が、やはり国内法である通商法301条に基づき、中国を「狙い撃ち」にして輸入総額6兆円規模の中国産品1,333品目に25%の関税をかけると脅したためだ。通商法301条は「米国に対する不当な貿易制限等」があった場合に、対抗措置を発動できると定めている。トランプ政権は、米国企業が中国に進出する際に技術情報や知的財産権の移転が中国政府から不当に求められているという点を挙げ、この措置を担ぎ出した。米国による直近の主な貿易制限措置を図1に示す。

【図1】米国による直近の主な貿易制限措置

根拠法	発動開始	発動終了	対象品目	対象国	措置の内容
1974年通商協定法201条	2018年2月7日	2021年2月6日	家庭用大型洗濯機	全世界(カナダ及び一定の条件を満たす途上国を除く)	WTO協定に基づくセーフガード発動(追加関税)
	2018年2月7日	2022年2月6日	太陽光発電セル・モジュール	全世界(カナダ及び一定の条件を満たす途上国を除く)	WTO協定に基づくセーフガード発動(追加関税)
1962年通商拡大法232条	2018年3月23日	未定	鉄鋼製品	発動当初:全世界(カナダ、メキシコ、オーストラリア、アルゼンチン、韓国、ブラジル、EUを除く) 2018年6月1日以降:全世界(オーストラリア、アルゼンチン、韓国、ブラジルを除く)	米国国内法に基づく25%の追加関税発動
	2018年3月23日	未定	アルミ製品	発動当初:全世界(カナダ、メキシコ、オーストラリア、アルゼンチン、韓国、ブラジル、EUを除く) 2018年6月1日以降:全世界(オーストラリア、アルゼンチンを除く)	米国国内法に基づく10%の追加関税発動
1974年通商法301条	2018年7月6日(予定)	未定	818品目	中国	米国国内法に基づく25%の追加関税を発動予定
	未定	未定	284品目(検討中)	中国	米国国内法に基づく追加関税発動を検討中

出所:JETRO、USTR(米国通商代表部)

2018年4月2日、米国の発表から間髪を入れず、中国は米国から輸入する128品目について15%~25%の追加関税を発動した。豚肉、ナッツ、鉄鋼製品等が対象だ(図2参照)。

その後も米国の対中貿易赤字を減らすべく、両国はハイレベルでの通商交渉を続けてきた。一時期は、トランプ政権内の国際協調派が「停戦」を宣言したこともあったが、トランプ大統領には受け入れられず、現在のところ合意には至っていない。

【図2】中国による米国への対抗措置(主な産品)(4月2日発動)

品目	中国のHSコード	追加関税率
ココヤシの実	0801.11.00、0801.12.00、0801.19.90	15%
カシューナッツ	0801.31.00、0801.32.00	15%
アーモンド	0802.11.00、0802.12.00、0802.21.00、0802.22.00	15%
ブドウ	0806.10.00、0806.20.00	15%
スパークリングワイン	2204.10.00	15%
ステンレス鋼製のラインパイプ	7304.11.10、7304.11.20、7304.11.30、7304.11.90	15%
ステンレス鋼製のドリルパイプ	7304.22.10、7304.22.90	15%
冷間圧延をしたドリルパイプ	7304.31.10	15%
骨付きの豚肉(生鮮・冷蔵)	0203.12.00	25%
冷凍豚肉	0203.21.90	25%
アルミニウムのくず	7602.00.00	25%

出所:中国財務部

事態はさらに悪化する。2018年6月15日、米国は通商法301条に基づき、中国から輸入される818品目(輸入総額340億ドル)に7月6日から25%の関税をかけると発表した。前述の1,333品目をベースに対象を再検討したものだ。自動車、航空機、鉄道、医療機器等の幅広い工業製品が対象だ(図3参照)。

同日、米国はさらに化学品等を含む 284 品目（輸入総額 160 億ドル）（図 4 参照）についても、中国から輸入される製品の関税引き上げを検討すると発表した。後者については、今後、米国内のパブリックコメント等を通じて最終決定される。

中国は、2015 年に国务院通達「中国製造 2025」を公布、産業高度化を目標に掲げハイテク産業を中心に多額の補助金を投じていると言われている。今回の米国の措置はこの「中国製造 2025」の対象製品が多く含まれている。

【図3】通商法301条に基づく米国による中国への制裁措置(主な産品)(7月6日発動予定)

品目	米国のHSコード	追加関税率
航空機用のタイヤ	4011.30.00	25%
原子炉	8401.10.00	25%
蒸気発生ボイラー	8402.11.00、8402.12.00、8402.19.00	25%
航空機用エンジン	8407.10.00	25%
航空機用エンジン部品	8409.10.00	25%
飛行用ターボジェット	8411.11.40、8411.11.80、8411.12.40、8411.12.80	25%
航空機用ガスタービン	8411.82.40	25%
圧縮機(冷蔵用又は冷凍用の機器に使用するもの)	8414.30.40、8414.30.80	25%
冷蔵庫及び冷凍庫	8418.69.01	25%
液体ろ過機及び洗浄機	8421.21.00、8421.22.00	25%
削岩機及びトンネル掘削機	8430.31.00、8434.39.00	25%
草刈り機、コンバイン、脱穀機	8433.20.00、8433.51.00、8433.52.00	25%
紙・パルプ製造機械	8439.10.00、8439.20.00、8439.30.00	25%
プリンター	8443.11.10、8443.11.50、8443.12.00、8443.13.00 8443.14.00、8443.17.00、8443.19.30	25%
鋳造機	8454.30.00	25%
レーザー加工機	8456.11.10、8456.11.70、8456.11.90	25%
金属加工用のマシニングセンター	8457.10.00	25%
産業用ロボット	8479.50.00	25%
記録用ディスク	8471.70.30、8471.70.40	25%
リチウム電池	8506.50.00	25%
光電性半導体デバイス及びLED	8541.40.20、8541.40.70、8541.40.80、8541.40.95	25%
セミコンダクター	8541.50.00	25%
鉄道用機関車	8601.10.00	25%
鉄道用又は軌道用の客車及び貨車	8603.10.00、8603.90.00	25%
10人以上用の自動車	8702.10.31、8702.10.61、8702.20.31、8702.20.61 8702.30.31、8702.30.61、8702.40.31、8702.40.61 8702.90.31、8702.90.61	25%
乗用車	8703.22.01、8703.23.01、8703.24.01、8703.31.01 8703.32.01、8703.33.01、8703.40.00、8703.50.00 8703.60.00、8703.70.00、8703.80.00、8703.90.01	25%
貨物自動車	8704.10.10、8704.10.50、8704.21.00、8704.22.10 8704.22.50、8704.23.00、8704.31.00、8704.32.00	25%
客船、貨物船	8901.10.00、8901.20.00、8901.90.00	25%
心電計、超音波診断装置、磁気共鳴画像診断装置 シンチグラフ装置	9018.11.30、9018.11.60、9018.11.90、9018.12.00 9018.13.00、9018.14.00	25%
X線診断装置	9022.12.00、9022.13.00、9022.14.00、9022.19.00	25%

出所: 米国通商代表部(USTR)

【図4】通商法301条に基づく米国による中国への制裁措置(主な産品)(発動検討中)

品目	米国のHSコード	追加関税率
石油及び歴青油	2710.19.30、2710.19.35、2710.19.40	未定
ポリエチレン	3901.10.50、3901.20.10、3901.20.50	未定
塩化ビニル	3904.10.00、3904.21.00、3904.22.00	未定
プラスチック製のチューブパイプ及びホース	3917.21.00、3917.22.00、3917.23.00、3917.29.00 3917.31.00、3917.32.00、3917.40.00	未定
プラスチック製のシート及びフィルム	3920.10.00、3920.20.00、3920.30.00、3920.43.10 3920.43.50、3920.49.00、3920.51.10、3920.51.50 等	未定
建築用の鉄鋼製品	7308.10.00、7308.20.00、7308.90.30、7308.90.60 7308.90.70、7308.90.95	未定
自動車用エンジン	8407.34.05、8407.34.35	未定
半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	8486.10.00	未定
半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	8486.20.00	未定
電気自動車用のバッテリー	8507.80.40、8507.80.81	未定
集積回路	8542.31.00、8542.32.00、8542.33.00、8542.39.00	未定
トラクター	8701.20.00、8701.30.50 等	未定
光ファイバー	9001.10.00	未定
マルチメーター	9030.31.00、9030.32.00	未定

出所: 米国通商代表部(USTR)

米国が中国産品の関税引き上げを発表した翌日 6 月 16 日、中国は米国から輸入される 545 品目（輸入総額 360 億ドル）に 7 月 6 日から 25%の関税をかけると発表した。対象は、大豆、牛肉、ウイスキー、自動車、タバコ等。自動車やタバコを除いては、対象の大部分が農水産物だ（図 5 参照）。これにはトランプ大統領の支持者が多い州の産品や政治的に重要な品目が含まれている。中国は同時に 114 品目についても今後、関税発動を検討すると発表している（図 6 参照）。

【図5】中国による米国への対抗措置（主な産品）（7月6日発動予定）

品目	中国のHSコード	追加関税率
牛肉	0201.10.00、0201.12.00	25%
鶏肉	0207.11.00、0207.12.00	25%
鮭、ます、うなぎ、まぐろ、かつお	0303.11.00、0303.12.00、0303.13.00、0303.14.00 0303.26.00、0303.41.00、0303.42.00、0303.43.00	25%
えび、カニ	0306.11.00、0306.12.00、0306.14.10	25%
ヨーグルト	0403.10.00	25%
じゃがいも、トマト、玉ねぎ	0701.10.00、0702.00.00、0703.10.10	25%
ココヤシの実	0801.11.00、0801.12.00	25%
アボカド、グアバ、マンゴー	0804.40.00、0804.50.10、0804.50.20、0804.50.30	25%
オレンジ	0805.10.00	25%
小麦	1001.19.00、1001.99.00	25%
とうもろこし粉	1102.20.00	25%
大豆	1201.90.10、1201.90.20	25%
調整又は保存処理された魚介類	1604.11.10、1604.11.90、1604.12.00 等	25%
オレンジジュース	2009.11.00、2009.12.00	25%
ウイスキー	2208.30.00	25%
タバコ	2401.10.10、2401.10.90、2401.20.10 2401.20.90、2401.30.00	25%
乗用車	8703.23.42、8703.23.43、8703.23.52、8703.23.53 8703.23.62、8703.23.63、8703.24.12、8703.24.13 等	25%

出所：中国財務部

【図6】中国による米国への対抗措置（主な産品）（発動検討中）

品目	中国のHSコード	追加関税率
石炭	2701.11.00、2701.12.10、2701.12.90、2701.19.00	未定
原油	2709.00.00	未定
軽油及び調整品	2710.12.10、2010.12.20、2710.12.30、2710.12.91 等	未定
非イオン系の有機界面活性剤	3402.13.00	未定
潤滑油用の添加剤	3811.29.00	未定
プラスチック製のシート及びフィルム	3920.10.90	未定
眼科用の医療機器	9018.50.00	未定
X線医療機器	9022.14.00	未定

出所：中国財務部

この中国の動きを受け、6 月 18 日、米国はさらに輸入額 2,000 億ドル規模の中国産品に 10%の関税を検討すると発表した。対象品目は明らかになっていないが、2017 年の米国による中国からの輸入総額が約 5,300 億ドルであった³ことを考えると、中国からの輸入のうち半分以上の品目が今回一連の関税措置の対象となる。これまでに米国が中国に対して個別に実施してきたアンチダンピングや相殺関税を加えるとその割合は更に増える。

また、2018 年 5 月 23 日、米国は通商拡大法 232 条に基づき、自動車・自動車部品に対する調査を開始した。これは中国企業を狙い撃ちにした措置ではない。鉄鋼・アルミ製品への関税措置と同様、全世界からの輸入が対象のため、日本からの輸出品も関税引き上げの対象だ。

³ 出所：UN Comtrade

【図7】米中貿易摩擦の影響を受ける産業(例)

	日本から米国への輸出 	中国から米国への輸出 	米国から中国への輸出 
鉄鋼	追加関税発動中		
アルミ	追加関税発動中		
自動車	追加関税検討中	追加関税発動中	追加関税発動中
航空機		追加関税発動中	
鉄道		追加関税発動中	
船舶		追加関税発動中	
産業機械		追加関税発動中	
建築機械		追加関税発動中	
農業機械		追加関税発動中	
電子機器		追加関税発動中	
医療機器		追加関税発動中	追加関税検討中
化学		追加関税検討中	
畜産			追加関税発動中
農産			追加関税発動中
水産			追加関税発動中

出所: デロイト作成

通商リスクに対応するための「選択肢の確保」が次の中計の重要アジェンダ

米国トランプ政権による保護主義的な通商政策に対しては、報復措置を表明する国が増えている。知的財産権侵害等を理由とする通商法 301 条で「狙い撃ち」されている中国のみならず、EU やカナダのような先進国に加え、トルコ等の成長経済圏も報復措置を検討中だ。米中の貿易摩擦を中心に、通商リスクは過去にないほど深刻化している。

各社ともこの通商リスクをいかに回避するかが重要論点となるが、グローバルな拠点の配置転換は容易ではない。中期経営計画において、トランプ大統領が望む「地産地消」が最適解となるケースは多くないだろう。短期的には、現状の生産拠点の配置の前提で可能な限りのリスク回避を目指す業界も多い。高付加価値な自動車部品などは、現行モデルの仕様で調達パイプラインは柔軟に変えられず、次のモデルに移行する時期の米国政権がどうなるか見通すことはできないため、生産拠点のシフトを前提とはし難いのが現実だ。

この中で既に起きている対応策が、既存の生産拠点の前提での新たな仕向地の模索だ。各国の貿易制限的な措置が長期化する場合に備えて、生産拠点の稼働を安定化させるための選択肢を確保することを狙う。例えば、メキシコから欧州への自動車の輸出は、同地域の FTA を活用しつつこの 1 年で倍増(2016 年の 12 万台から 2017 年の 23 万台へ増加)している。今後は、これまであまり活用されていなかった FTA を有効活用する新たな輸出ルートが定着していくことだろう。先進経済圏の貿易制限的な措置を傍目に自由貿易に邁進する南米メルコスールの動向にも注目だ。

他方で、鉄鋼など生産調整が機敏にできない品目については、グローバルな需給変化によるリスクに引き続き注視しなければならない。中国で過剰生産された製品が米国という大市场への行き場を失い、日本を含む他市場へ流入するリスクは引き続き残っている。通商リスクの判断は、マクロな情勢分析だけではなく、各国の措置において自社の個別品目がどう扱われているかという各論を経て行われる必要があるだろう。

「先読み」が困難なグローバル情勢下においては、設備投資による「所有」型の経営から、外部への生産委託やシェアードサービスの活用などの「利用」型の経営へのシフトが必要となる。刻々と変化する環境に対応するための適切な選択肢の確保こそが、次の中期経営計画の重要アジェンダとなる。

著者



羽生田慶介／Hanyuda, Keisuke
デロイトトーマツコンサルティング 執行役員／パートナー
レギュラトリストラテジー リーダー

経済産業省で日 ASEAN 経済連携 (EPA) 交渉に従事した後、キヤノン、A.T. カーニーを経て現職。経営戦略・事業戦略の豊富なコンサルティング経験と規制制度に関する深い理解を背景に官民のルール形成やロビイング支援に注力している。多摩大学 ルール形成戦略研究所 副所長／客員教授。著書に『稼げる FTA 大全』(日経 BP)、『最強のシナリオプランニング』(共著：東洋経済新報社)、『世界市場で勝つルールメイキング戦略』(共著：朝日新聞出版)がある他、日経ビジネスオンライン『通商の課外授業(連載中)』など執筆・講演多数。



福山章子／Fukuyama, Ayako
デロイトトーマツコンサルティング
レギュラトリストラテジー シニアアソシエイト

経済産業省(通商政策局、産業技術環境局)を経て現職。主に WTO 交渉、WTO 紛争、アジア諸国との相互承認協定(MRA)交渉に従事。日経ビジネスオンライン『NAFTA 再交渉、近代化が第一の目的』等、国際通商動向に関する執筆・講演多数。

デロイトトーマツ 通商 Web サービス Trade Compass®

デロイトトーマツコンサルティングが提供する通商課題解決支援サービス「Trade Compass®」はクラウドベースの統合データベースである。

多種多様な FTA・EPA に関わる情報をもとに FTA の使い漏れ発見による関税コスト削減による早期の利益創出、最適なサプライチェーン構築、コンプライアンス強化を支援する。主な機能として FTA・EPA の情報を一括マトリックスで表示する機能、関税データの詳細を確認する機能、将来の削減ポテンシャルを分析する機能、最適な調達国を洗い出す機能、実貿易データと関税率の変化を結び付け表示する機能、そして原産性を判定する機能を有する。

Trade Compass®は英語・日本語の二か国語対応。また、クラウド上での稼働のため、ユーザーはネット規制がないすべての国々からアクセスすることが可能。

Trade Compass® の詳細(www.deloitte.com/jp/compass)

デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社

レギュラトリストラテジー

執行役員 パートナー 羽生田 慶介

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング

Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601

www.deloitte.com/jp/dtc

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Consulting LLC.